令和3年4月28日

神戸市老施連事務局

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種実施にかかる施設からの質問事項（回答5）

先に照会した質問について、神戸市健康局保健所保健課 ワクチン接種対策室からの追加の回答です。

（１）対象範囲について

① 高齢者施設としては、介護型ケアハウスも特養と同じような施設だと思うが、何故ケアハウスだけ後回しになるのか。

　　　国から配分されるワクチンについては段階的な供給となることから、その実施対象が段階的なものとならざるを得ない状況にあります。4月14日に介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設へご案内をさせていただきましたが、ケアハウスにつきましては後日、6月以降のワクチン供給の見通しを踏まえ、あらためてご案内させていただきたいと考えておりますので、当該通知文をお待ちいただきますようお願いいたします。

② ケアハウスは６月以降施設での接種は可能か。それとも協力医療機関で接種しないといけないのか。　職員も同時に接種できるのか。

　　　ケアハウスにつきましては、6月以降、施設での接種が可能となるよう準備を進めております。その際には職員の方も対象とする予定です。

③ 外出禁止の通達の中で、個別に集団接種会場に行かれるのはリスクを伴うと思う。

もし一部の入居者が個別に接種された場合も、それ以外の入居者は施設で接種することは

可能か。その際、職員も施設で接種対象になるのか。

ワクチン接種券が届いた施設利用者で、個別に、集団接種会場または病院・医療機関での接種を希望される場合は、「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」に直接ご予約いただき接種いただいてかまいません。一部の施設入居者が個別に接種されていても、施設として申し込むことは可能です。仮に、施設入居者がすべて個別に接種されていても、職員だけを対象として施設で申し込むことは可能としたいと考えております。

④ ケアハウス入居者で、現在入院中の方の接種はどうなるのか。

　　　入院中の医療機関とご相談ください。個別に入院中の医療機関で接種いただけるようであれば接種いただいて構いません。

⑤ 隣接に小規模多機能型居宅介護があり、職員はケアハウスと行き来している。利用者は個別接種をされる方もあるが、職員の接種はどうなるのか。

〈グループホームについてのQAはあったが、小規模多機能については回答がなかった。

小規模多機能の職員は、通い、泊り、訪問も対応しているので、早めの接種をお願いしたい〉

　ケアハウス入居者と直接接する機会がある場合は、施設の判断で対象に含んでいただいてもかまいません。ただし、ワクチンの供給量によってはご希望に沿えない場合もあります。

⑥ ワクチン接種日1回目から2回目の間に退職する職員については、どのように対応すれば

よいか。

施設従事者の証明書を施設で発行し、予診票接種券と証明書を持って、集団接種会場や、接種対応医療機関で接種を受けてください。

　　「証明書」につきましては市ホームページ「【関連資料】新型コロナウイルス感染症ワクチン高齢者施設での実施について」に掲載しております。

　施設として可能であれば、2回目を退職前施設で接種いただいてもかまいません。

（２） ワクチン接種について

① 特養では医師が毎日いないので、2週にわたり接種する予定である。嘱託医師2名に依頼予定だが、それぞれのDrにワクチン調達を依頼すればよいのか。

　　1回目と2回目のそれぞれの接種医にワクチン調達をご依頼ください。

② 嘱託医への依頼及び日程調整は完了しているが、医師よりワクチン予約管理が困難とのこと。施設担当者で代行したい。代行する際には、どのような手法をとればよいか。

施設として、サテライト施設として、 V-SYSと神戸市ポータルサイトに登録していただく必要があります。施設の形態によって手続きが異なりますので、くわしくはEメールで神戸市にお尋ねください。　[c-vaccine@office.city.kobe.lg.jp](mailto:c-vaccine@office.city.kobe.lg.jp)

③ 施設での接種の場合、ワクチンは施設に届くのか、接種医療機関に届くのかどちらか。

　医療機関に届く場合、施設までの移送方法はどうなるのか〈少しの振動でもダメだということで、接種予定医療機関から質問があった〉。

　　　ワクチンは接種医の医療機関に届きます。ワクチンの移送については、保冷バッグを用いて、移送中にバイアルがホルダー内で転がって破損しないように注意して3時間以内で移送します。「手引き」５６～57ページをご確認ください。

　　　ワクチンの輸送に関してはワクチン集中調整センターにご相談ください。

　　　　新型コロナワクチン集中調整センター　０５０－５５２６－１３０４

　　　　　※ 医療関係者向けの問い合わせ先ですので、取り扱いにご注意ください。

③-2 嘱託医医院に冷蔵設備等がなく、ワクチンの安全な運搬が困難。施設へのワクチン直配をして頂きたいが、可能か。困難である場合には、どのような手法をとればよいか。

上記②のお手続き後に、ワクチン集中調整センターで、配送ルートの設定が完了した後に施設への直送ができるようなります。

④ 嘱託医が、ワクチン接種登録医として登録していない。施設が代理で登録医として登録する必要はあるか。また、登録の必要があれば登録手法をご教示頂きたい。

原則、嘱託医の方が登録してください。

（システム登録に医療機関コードが必要です。施設の場合は、神戸市が、県を通して厚労省に対して、システム登録用の医療機関コードの付番を依頼します。新規コードの発行には1週間から10日程度かかります。）

参考：[新型コロナワクチンの接種を行う医療機関になるには](https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/coronovaccine_medical.html)

（３）従事者の接種券について

① 3年4月14日付通知文の「6.接種券について」の「・従事者の方の接種券について」には、神戸市に住民票がある75歳以上の職員も含まれるのか。

　従事者リストに記入されている方、全員の分の予診票付き接種券を作成しますので、市から施設に送付した接種券付き予診票をご利用ください。

ご自宅に届いた接種券は破棄し、重ねて接種することのないようお願いいたします。